

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

2004年（平成16年）12月10日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

公布の日

提案理由

この議案を提出したのは、二学期制導入の準備を進めるため、藤沢市立学校の学期及び休業日に関する規定を変更する必要による。

参 考

学校教育法施行令

第二節 学期、休業日及び学校廃止後の書類の保存

（学期及び休業日）

第29条 公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、当該学校を設置する市町村又は都道府県の教育委員会が定める。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月 日

藤沢市教育委員会

委員長 數野 隆 人

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校の管理運営に関する規則（昭和35年藤沢市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次のとおりとする」を「次の2学期又は3学期のいずれかとする」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

・ 2学期

前期 4月1日から10月の第2月曜日まで

後期 10月の第2月曜日の翌日から翌年の3月31日まで

・ 3学期

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第2条第3号を削り、同条に次の1項を加える。

2 学期の選択にあたり学校長は、あらかじめ教育委員会と協議し、教育委員会の承認を得ることとする。

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「1月7日」を「1月6日（3学期の場合にあっては、1月7日）」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

・ 秋季休業 10月の第2月曜日の翌日（2学期の場合に限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則 新旧表

改正案	現行	備考
<p>○藤沢市立学校の管理運営に関する規則 平成15年2月7日教委規則5号</p> <p>(学期) 第2条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第29条の規定により教育委員会が定める学校の学期は、次の2学期又は3学期のいずれかとする。</p> <p>(1) <u>2学期</u> 前期 4月1日から10月の第2月曜日まで 後期 10月の第2月曜日の翌日から翌年3月31日まで</p> <p>(2) <u>3学期</u> 第1学期 4月1日から7月31日まで 第2学期 8月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>2 学期の選択にあたり学校長は、あらかじめ教育委員会と協議し、教育委員会の承認を得ることとする。</p> <p>(休業日) 第3条 政令第29条の規定により教育委員会が定める休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始休業 4月1日から4月4日まで (2) 夏季休業 7月21日から8月31日まで (3) 秋季休業 10月の第2月曜日の翌日(2学期の場合に限る。)</p> <p>(4) 冬季休業 12月25日から1月6日(3学期の場合にあつては、1月7日)まで</p> <p>(5) 学年末休業 3月26日から3月31日まで</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認める日</p>	<p>○藤沢市立学校の管理運営に関する規則 平成15年2月7日教委規則5号</p> <p>(学期) 第2条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第29条の規定により教育委員会が定める学校の学期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>第1学期 4月1日から7月31日まで</u> (2) <u>第2学期 8月1日から12月31日まで</u> (3) <u>第3学期 1月1日から3月31日まで</u></p> <p>(休業日) 第3条 政令第29条の規定により教育委員会が定める休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始休業 4月1日から4月4日まで (2) 夏季休業 7月21日から8月31日まで (3) 冬季休業 12月25日から1月7日まで (4) 学年末休業 3月26日から3月31日まで (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認める日</p>	
<p>附 則(平成 年教委規則第 号) 1 この規則は、公布の日から施行する。</p>		